

5月支払分から牛マルキンの算定方法の見直しを行います。

- 牛マルキンについては、県によって発動の有無や交付金単価の格差が大きくなって、**不公平感が高まっており、このままでは制度自体への信頼が失われかねない**状況にあります。
- 畜産経営危機の際において不可欠な**セーフティネット**である**牛マルキン制度を将来にわたって維持**していくため、**早急な見直しが必要**です。

なぜ見直し？

- ① 牛マルキンについては、法制化以降、**県別算定が35県**に増える中で、ほぼ**毎月発動**して数万円から十数万円の交付金単価となっている**県がある一方**で、新型コロナウイルス感染症の影響で枝肉価格が下落し始めた2月販売分も含め、**全く発動がない県があります**。
- ② このような中、3月販売分以降、枝肉価格の大幅な下落に伴い、牛マルキンの**交付金単価が大幅に上昇**すると見込まれる中で、市場価格の下落率よりも相対取引価格の下落率が大きくなっている県がみられるなど、**交付金単価の県間格差がさらに広がるおそれ**があります。
- ③ このままでは、関係者間の**不公平感が一層高まり、牛マルキン制度自体への信頼が失われかねない**状況にあります。
今回の新型コロナウイルス対応を始め畜産経営危機の際において不可欠なセーフティネットである**牛マルキン制度を将来にわたって維持**していくため、**早急な見直しが必要**です。

見直しのポイント

① 枝肉販売価格（県別算定 ⇒ブロック別算定）

✓ 枝肉販売価格について、**県ごとの相対取引価格の影響による県間格差を是正**するため、**ブロック別算定**を実施します。

（もと畜費等の生産費については、引き続き県別算定）

①北海道

②東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

③関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）

④北陸（新潟、富山、石川、福井）

⑤東海（岐阜、愛知、三重）

⑥近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

⑦中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

⑧四国（徳島、香川、愛媛、高知）

⑨九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

⑩沖縄

② もと畜費(集計対象を変更)

✓ もと畜費の算定については、集計対象が340kg以下の子牛に限定されていますが、近年、**340kgを超える牛が増加**してきたことから、これらの牛が集計対象外となり、**実態と合わなくなっているため、是正**します。

日齢：100日齢～399日齢 かつ 体重：100kg～340kg



日齢：182日齢(6か月齢)～365日齢(12か月齢)

※なぜブロック別算定？

○ 県ごとの相対取引価格の影響による県間格差を是正するため、枝肉販売価格についてブロック別算定を実施します。

※ 県間格差を是正する方法として、全国算定を行うという考えもありますが、これまで、もと畜費等の地域の実態を反映させるため、全国算定から県別算定に移行してきた経緯も踏まえ、全国算定に戻るのではなく、ブロック別算定としたところです。

※ 算定方法については、今後とも検証し、必要であれば見直しを行うこともあり得ます。

お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産企画課

：03-3502-0874

